

審議資料（５）

（内容は今後の審議により変更される場合があります）

会社法対応専門委員会 - 繰延資産に関する会計処理の検討 -

1 検討事項

ASBJは、IASBとの第2回コンバージェンス会議（平成17年9月開催）において、フェーズ1の事項として、新株発行費の会計処理を取り上げることが表明しており、国内における具体的な検討の場としては、会社法対応専門委員会での検討を予定している。

また、会社法（法務省令（ ）を含む。）では、商法と異なり、繰延資産について具体的な定めは置かれておらず、会計慣行に従うことが想定されているものと思われる。

そこで、会社法対応専門委員会において、新株発行費（株式交付費）を含む繰延資産全般に関する検討を開始することでどうか。

平成18年2月6日現在公開草案

2 会社法の取扱い

法務省令では、具体的な繰延資産は示されておらず、償却期間を含め、会計慣行に従うことが想定されている。

創立費及び新株発行費（株式交付費）については資本から控除することが可能と定められ、また、社債発行差金については負債から控除することが可能と定められた。

法務省令では、「繰延資産の部」が明記されており、かつ、のれんと同様、繰延資産のうち一定額は配当規制の対象とされている。

3 ASBJにおける検討の方向性

繰延資産の定義（企業会計原則注解注15）は基本的に変えないものとする。これは、制度の安定性を重視するためである（現時点では、特段、定義を変更する必然性はないと考えられる。）。ただし、建設利息は、「会社法制の現代化に関する要綱」等を踏まえ、廃止する。

なお、繰延資産の範囲に関しては、会社法の制約がなくなったものの、今回は、繰延資産に該当する項目を増やす方向での検討（これまで費用処理されていたもののうち繰延資産に計上できるものはあるかどうか）は行わない。

研究開発費については、IASBとのコンバージェンスを想定すると、将来的には、開発費の資産計上についても検討することが考えられるが、今回は、関連する研究開発費等会計基準の検討は行わない。また、同会計基準の対象外とされる研究開発費についても、現行の会計処理の確認（研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関するQ&A Q7参照）にとどめる。

なお、IASBとのコンバージェンスとの関係において、研究開発費等会計基準の見直しを行う場合には、別プロジェクトとして検討することになると思われる。

新株発行費（株式交付費）及び社債発行差金は、国際的な会計基準との整合性を重視する。具体的には、株式交付費は資本取引に係る付随費用として資本控除（ ）社債発行差金は、社債から控除（金融商品会計基準に優先する旨の定めが必要）することを検討する。

FASBでは、「負債及び資本フェーズ」の検討過程で、株式交付費を費用計上することを暫定的に合意している。このため、最終的な検討の方向性は、IASBとの第三回会合（本年3月開催予定）やFASBとの会合（本年5月開催予定）の検討状況を踏まえつつ、改めて検討することになると思われる。

審議資料（５）

（内容は今後の審議により変更される場合があります）

創立費については、資本控除すべき（できる）費用の範囲を株式交付費と整合的に捉える（株式交付費を資本控除とした場合を前提）。創立費に含まれるが、資本控除としない費用項目があるかどうかについても検討する。

現行の会計処理については、企業会計原則、現行の商法施行規則、財務諸表等規則（ガイドラインを含む。）連続意見書第四などを基礎として検討する。したがって、償却期間についても、資本控除あるいは負債控除とされる場合を除き、現行と同様とする。

項目	検討の方向性	留意事項
創立費	現行の会計処理を確認したうえで、株式交付費の会計処理と整合的に取扱う。	
開業費	現行会計処理の確認（償却期間を含む）	
研究費開発費	現行会計処理の確認（償却期間を含む）	IASB とのコンパニオンとの関係 <ul style="list-style-type: none"> 研究開発費等会計基準（開発費資産計上） 無形資産とのれんの区分 将来的には、無形資産に関するコンパニオンロジック外とも関係するが、今回は、現行会計基準等を基礎とした会計処理の確認にとどめる。
新株発行費	資本から控除する方向で検討する。 ただし、IASB と FASB の検討の方向性を踏まえることとする。	IASB とのコンパニオン 自己株式等会計基準の改訂 （企業会計原則に優先）
社債発行費	現行の会計処理を基本に踏襲する	償却期間については検討事項とすることが考えられる。
社債発行差金	負債（社債）から控除する方向で検討	金融商品会計基準第三 五の改正（優先規定）

注 検討結果によっては、今後、繰延資産に計上できる費用は、開業費及び研究開発費の一部のみとなることも考えられる。将来的に、研究開発費等会計基準の見直しの結果として、資産計上できる費用の範囲（一定の開発費）が、無形資産の要件を満たすものとされた場合には、結果として、繰延資産に該当する項目はなくなることも想定される。

4 公表物

- ・ 会計基準（損益取引から資本取引への変更の可能性があること。金融商品会計基準の優先規定）
- ・ 適用指針

5 スケジュール

- ・ 平成 18 年 6 月頃 公開草案
- ・ 平成 18 年 9 月頃 会計基準・適用指針の確定

以上